資 料 1

教育委員会制度の見直しに伴う学校教育以外の分野の在り方について

１．現行制度

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条各号において、以下のように教育委員会の職務権限が規定されている。

号	事　務
１～１１	主に学校教育に関すること ○教育機関の設置･廃止　○教職員の人事･研修　○児童生徒の入学､退学　○学校の組織編成、教育課程　○教科書・教材の採択　　など
１２	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること
１３	スポーツに関すること
１４	文化財の保護に関すること
１５	ユネスコ活動に関すること
１６～１９	教育に関する法人、統計・広報、その他教育に関する事務に関すること

○　また、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。」及び「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。」については、条例で定めることにより地方公共団体の長がその事務を管理・執行できる（同法第２４条の２）。

２．平成１９年改正の概要

○　スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から、次のような改正が行われた。

	スポーツ	文　　化
改正内容	○条例で定めることにより、地方公共団体の長がその事務を管理・執行できる ○地方公共団体の議会は、条例の制定又は改廃の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならない	
移管できない事務	学校体育に関する事務	文化財保護に関する事務

３．検討の視点

○　教育再生実行会議の提言では、地方教育行政の責任者を教育長とすることに伴い、「教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする」とされた。

○　この提言を踏まえ、新しい教育委員会の役割、権限等を検討する中で、社会教育、スポーツ、文化などについても検討する必要がある。

４．個別の検討状況

（１）文化財保護

文化審議会文化財分科会企画調査会において、「地方における文化財保護行政の在り方」について検討中。

（２）社会教育

生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおいて、「社会教育行政の推進体制の在り方」について検討し、７月２５日に審議の整理を提示。

５．学校教育以外の分野の事務の執行体制について

（１）スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化　（※地教行法第２４条の２）

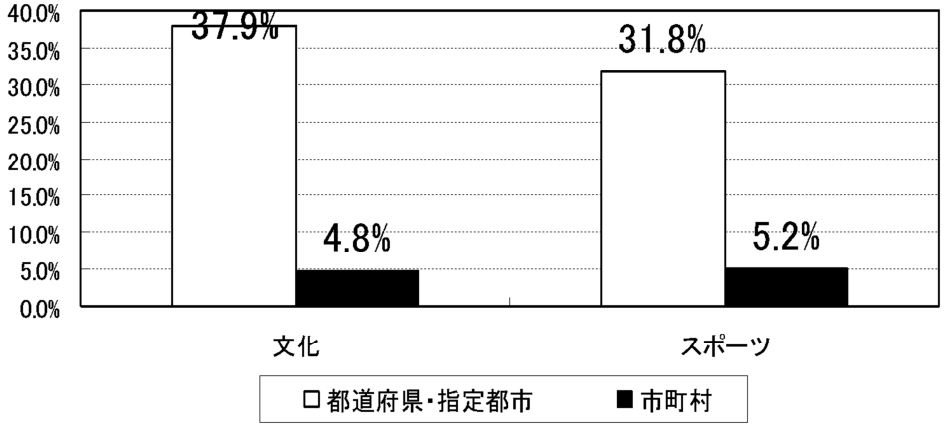

（２）首長部局への事務委任・補助執行の状況　（※地方自治法第１８０条の７）

① 事務委任

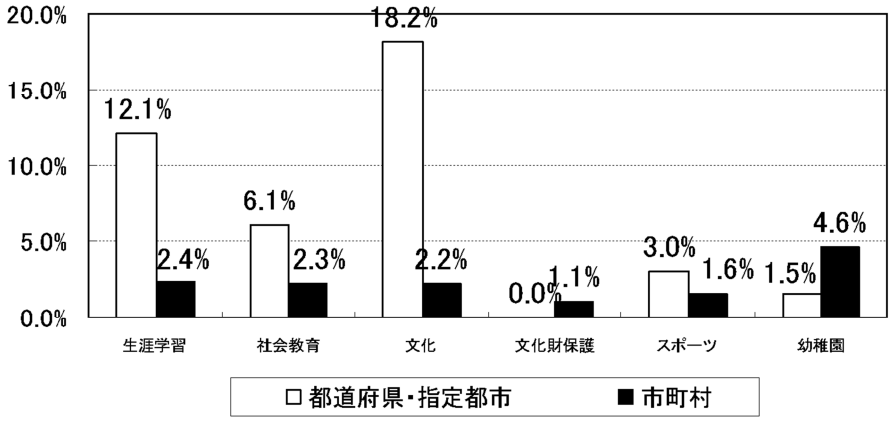

②補助執行

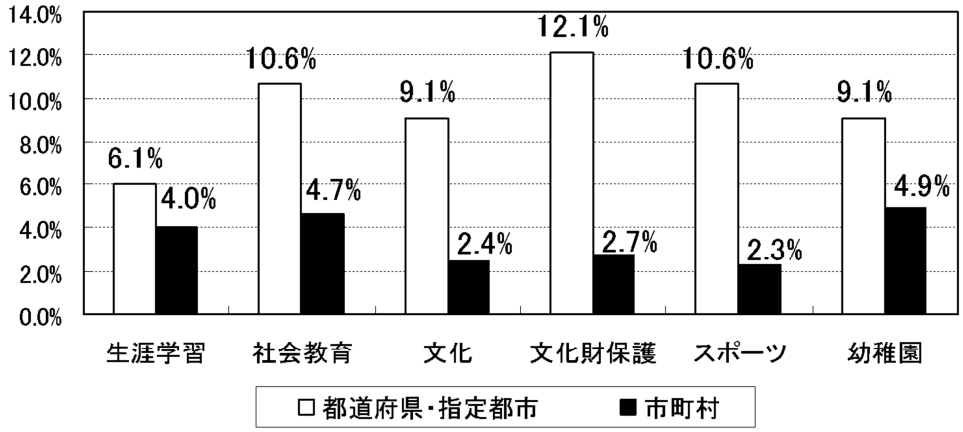

出典：教育委員会の現状に関する調査（平成２３年度間）

【参考条文】

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二　学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三　教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四　学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五　学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六　教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八　校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九　校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十　学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一　学校給食に関すること。

十二　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三　スポーツに関すること。

十四　文化財の保護に関すること。

十五　ユネスコ活動に関すること。

十六　教育に関する法人に関すること。

十七　教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八　所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九　前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（長の職務権限）

第二十四条　地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一　大学に関すること。

二　私立学校に関すること。

三　教育財産を取得し、及び処分すること。

四　教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

五　前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

（職務権限の特例）

第二十四条の二　前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

一　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

二　文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

２　地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。